改正

令和5年3月31日条例第26号

焼津市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に 基づき、焼津市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所堂事務)

- 第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。
 - (1) 法第72条第1項各号に規定する事項に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、焼津市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織及び委員)

- 第3条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内で組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 子どもの保護者
 - (4) 経済又は労働関係団体に従事する者
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- **第4条** 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 子育て会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、子育て会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成28年 3月31日までとする。

附 則(令和5年3月31日条例第26号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。